

解説：岡崎高校創立 130 周年記念事業へのご寄付と税制優遇について

※本資料の内容は、寄付金に関する一般的な税制の概要をお知らせするものです。実際の寄付控除の適用可否や申告方法については、所轄の税務署、税理士または公認会計士等の専門家にご確認ください。

岡崎高校創立 130 周年記念事業へのご寄付は、愛知県立岡崎高等学校の施設整備等に充当されるものであり、愛知県への施設寄付として、税務当局により税法上の「特定寄附金」と認定されています。このため、個人・法人を問わず、税制上の優遇措置を受けることができます。

※「特定寄附金」でのご寄付をご希望の場合は岡崎信用金庫または三菱UFJ銀行の特定寄付向け口座にお振込みいただけますようお願い申し上げます。領収書を郵送する都合上、振込者の特定をしやすいするためサイト内の「振込依頼人のお名前を記入する際の注意」をご確認ください。また名簿上の住所と異なる住所への領収書送付をご希望する場合には実行委員会事務局 (okakou130th@gmail.com) にご連絡いただけますようお願いいたします。

【個人の方の寄付控除について】

個人の方が本記念事業にご寄付された場合、所得税等の確定申告を行うことにより、寄付金控除（所得控除）を受けることができます。控除対象は、所得税の計算上、支払った寄付金額から 2,000 円を差し引いた金額となります。確定申告の際には、当会が発行する「特定寄附金の領収書」をご利用ください。

【地方税（住民税）の取扱いについて】

地方税（住民税）についても、多くの自治体で寄附金控除の対象として条例指定されています。ただし、まれに条例指定が行われていない自治体がある場合もありますので、最終的な取扱いについては、お住まいの自治体にてご確認ください。

【法人の方の寄付控除について】

法人が本記念事業に寄付された場合は、法人税法上の特定寄附金として、一定の限度額まで損金算入が認められます。なお、法人住民税・法人事業税などの地方税については、所得控除として減税対象となります。

【領収書の発行について】

ご寄付をいただいた方には、所得税等の確定申告または法人税申告に使用できる「特定寄附金の領収書」を発行・送付いたします。

【寄付受付期間と寄付控除申請について】

所得税の寄付金控除は、寄付を行った年（1月1日～12月31日）分として申告されます。ご寄付はR7年8月1日～R8年7月31日の間で受け付けます。R7年12月末までのご寄付はR7年度での寄付控除申請をお願いします。R8年1月以降のご寄付はR8年度での申請ができます。

【参考、ふるさと納税との違い】

本記念事業への寄付は、返礼品を伴うふるさと納税とは異なり、母校の教育環境整備を目的とした返礼品のない純粋な教育支援の寄付です。

項目	岡崎高校 130 周年記念事業への寄付	ふるさと納税
寄付先	愛知県(県立岡崎高校の施設整備等)	都道府県・市町村
税制上の区分	特定寄附金	寄附金税額控除(特例制度)
控除の方式	所得控除	税額控除
所得税への影響	課税所得が減少	税額が直接減少
住民税への影響	条例指定があれば控除対象	原則として控除対象
手続き	確定申告が必要	ワンストップ特例あり(条件あり)
返礼品	なし	あり
寄付の目的	母校の教育環境整備・施設充実	地域支援・地域活性化
制度の性格	教育・公益目的の寄付	納税の一部を自治体に振替

愛知県立岡崎高校創立 130 周年記念事業事務局